

平成26年

2014年



あしや 市議会だより

編集・発行／芦屋市議会 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL: 0797 38 2001
ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

8月号

No. 89

感謝の気持ちと思いやりの心

精道中学校茶道部（部員数44名）は、顧問の小川先生、松田先生、古武家先生と外部講師の猪木先生から週2回の指導を受けています。日々の練習の成果を七夕茶会や文化発表会などを通して披露しています。
地域の方々との触れ合いを大切にしながら、感謝の気持ちと思いやりの心を育んでいます。

～熱中☆瞬間～



6月定例会 Contents

第2回定例会のあらまし	P 2
賛否の分かれた議案・討論紹介	
付議事件等の審議結果・議会日誌等	P 3
一般質問	P 4~6
新しい議会体制等	P 7
議会クイズ・9月定例会日程（予定）等	P 8

～芦屋市議会は、市民の皆さんにより分かりやすく、親しまれる議会だよりを目指しています。ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください～ 芦屋市議会事務局 Tel 0797-38-2001(直)



精道中学校茶道部

芦屋市立浜風幼稚園の廃止条例を可決

(仮称) 芦屋市庁舎東館新築工事請負契約締結へ

第二回 定例会のあらまし

平成二十六年第二回定例会は、六月九日から六月二十七日までの十九日間の会期で開催しました。

定例会初日には、正副議長をはじめ議会役員の改選と各常任委員会委員等の選任が行われ、議会の新しい体制が決まりました。また、議長などが任期満了、辞職等により月の途中でその職を離れた場合の議員報酬の支給方法を改めるために条例を改正する議員提出議案が可決されました。

市長からは、市税条例の一部改正などの専決処分報告二件と、公平委員会委員の選任などの人事案件二件、市営住宅の大規模集約建設事業の代替用地を取得するための議案、芦屋市立宮川

小学校プール棟渡り廊下新築工事及び宮川幼稚園大規模改修工事請負契約の締結など、計十七件の議案の提出がありました。

これらの議案のうち、芦屋市火災予防条例の一部改正は、花火大会等における火気器具等の取扱いに関する規定を整備するもので、(仮称) 芦屋市庁舎東館新築工事請負契約の締結については、災害対策拠点として利用できる新庁舎を建設するものです。

市長提出議案については、各常任委員会で慎重、詳細な審査を行い、いずれも承認、同意あるいは可決されました。



新庁舎建設に伴い
解体が行われた旧消防庁舎

業の充実と体制拡充を求める意見書提出を求める請願書」など、二件について本会議で採択されました。

また、請願採択に伴う議員提出議案として、「少人數学級の推進などの定数改

善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書」及び「海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書」が提出され、いずれも可決されました。

各議案の議決状況は三面(付議事件等の審議結果)のとおりです。

賛否の分かれた議案

芦屋市議会では、賛否の分かれた議案に対する議員個人の賛否を市議会だよりと市議会ホームページで公開しています。今回賛否の分かれた議案等は25議案中2議案で、採決の結果は下記の表のとおりです。全ての議案等の結果については次ページ「付議事件等の審議結果」をご覧ください。

会派	イーブンあしや										あしや 新風会		日本 共産党		公明党		創政 クラブ	新社 会党		議決結果			
議員	青山 暁	福井 美奈子	畠中 俊彦	中島 健一	重村 啓二郎	松木 義昭	中島 かおり	長谷 基弘	寺前 尊文	いとう まい	徳重 光彦	平野 貞雄	木野 下章	森 しづか	徳田 直彦	帰山 和也	田原 俊彦	都筑 省三	長野 良三	前田 辰一	山口 みさえ	議決結果	
第38号議案	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	可決(賛成15人 反対5人)
第39号議案	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	可決(賛成15人 反対5人)

*○…賛成、×…反対、欠…欠席、棄…棄権、—…議長(議長は表決に参加しません。)

賛否の分かれた議案

—討論内容紹介—

賛否の分かれた議案の討論を要約してお伝えします。

今回は第39号議案を取り上げます。

第39号議案の内容は芦屋市立浜風幼稚園を平成28年4月1日付で廃園しようとするものです。

賛成

社会情勢の変化に伴う保育ニーズの高まりや待機児童解消に向けた施設の有効活用の観点、加えて幼児教育にとってより多くの児童が集まる施設であることが望ましいことから賛成する。保育の質をどのように担保するのかなど、さまざまな課題はあるが、今後、保護者や近隣住民にしっかりと向き合ってもらいたい。

反対

教育委員会が廃園決定に至る議論の過程を公開していないことは問題である。認定こども園の全体像が見えない中で、本市の公的な幼稚園教育のよさが本当に保障されるのかわからない。待機児童の解消が目的なのであれば、まずは市が保有している土地に保育所を作ればいいのではないか。

議会日誌 5月～7月		付議事件等の審議結果	
【5月】			
市長提唱	7日▶議会改革特別委員会	報告2 芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認
	14日▶議会運営委員会	報告3 平成25年度芦屋市病院事業会計補正予算（第2号）	承認
	▶代表者会議	36 公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	同意
	21日▶議会改革特別委員会	37 芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	可決
	22日▶議員研修会	38 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
	【6月】	39 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	2日▶議案説明会	40 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	▶全体協議会	41 芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	4日▶議会改革特別委員会	42 芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	6日▶全体協議会	43 平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第1号）	可決
	▶議会運営委員会	44 (仮称) 芦屋市庁舎東館新築工事請負契約の締結について	可決
	9日▶本会議（定例会第1日）	45 芦屋市立打出浜小学校大規模改修工事請負契約の締結について	可決
	正副議長選挙等、 提案説明、委員会付託	46 芦屋市立宮川小学校プール棟渡り廊下新築工事及び宮川幼稚園大規模改修工事請負契約の締結について	可決
	▶建設公営企業常任委員会	47 財産の取得について	可決
	▶民生文教常任委員会	48 訴えの提起について	可決
	▶総務常任委員会	49 芦屋市指定金融機関の指定について	可決
	▶議会運営委員会	50 監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	同意
	10日▶建設公営企業常任委員会	18 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	11日▶民生文教常任委員会	19 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書	可決
	▶民生文教常任委員会協議会	20 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	可決
	12日▶総務常任委員会	23 解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書	継続審査
	16日▶議会運営委員会	24 解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書	継続審査
	▶代表者会議	25 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に関する請願書	採択
	17日▶本会議（定例会第2日）	26 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書提出を求める請願書	採択
	一般質問	27 浜風幼稚園の廃園について慎重審議を求める請願書	みなし不採択
議員提出	18日▶本会議（定例会第3日）	(※注1) 繼続審査とは、議会の議決によって、閉会中や次の定例会でも引き続き審査すること。	(※注1)
	一般質問	(※注2) みなし不採択とは、第39号議案の可決により、議決することなく、「不採択」とみなして処理するもの。	(※注2)
可決した意見書（本文要約）			
海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書			
<p>海洋環境整備事業は、油防除体制の強化や海面浮遊ごみ・油回収船の体制拡充が求められている。また、「港湾法」改正により、非常災害時の港湾機能の維持・早期復旧の国の役割が改めて定められた。今後、港湾機能の早期復旧の対象に、瀬戸内海や閘門航路も指定されることが重要である。よって、本市議会は、国会及び政府において下記事項に取り組まれるよう強く要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る海洋環境整備事業を国の役割として充実させること。 2 非常災害時に国民生活を守るために、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う國の防災体制を拡充すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。芦屋市議会（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、環境大臣、国土交通大臣</p>			
少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書			
<p>義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と水準の維持向上を図る制度として定着しているが、2015年度は小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級を拡充する予算措置が一切認められていない。社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっており、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。よって、本市議会は、国において、以下の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。芦屋市議会（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p>			